

新旧対照表

【条約等基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 106 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
1 - 1 通商関係条約 (1) 我が国との間に締結されている通商航海関係を規律した二国間条約又は協定(新たな時代における経済上の連携に関する日本国とシンガポール協和国との間の協定(後記 3 - 1)、経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定(後記 3 - 2)、経済上の連携に関する日本国政府とマレーシア政府との間の協定(後記 3 - 3)、戦略的な経済上の連携に関する日本国とチリ共和国との間の協定(後記 3 - 4)、経済上の連携に関する日本国とタイ王国との間の協定(後記 3 - 5)、経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定(後記 3 - 6)、<u>経済上の連携に関する日本国とブルネイ・ダルサラーム国との間の協定(後記 3 - 7)</u>、<u>包括的な経済上の連携に関する日本国及び東南アジア諸国連合構成国の間の協定(後記 3 - 8)</u>及び<u>経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定(後記 3 - 9)</u>を除く。以下本項において「条約」という。)で関税関係条項を含むものは、別紙 1 のとおりであるが、これらの条項に基づく関税率の適用については、次による。なお、関税率以外の関税関係条項の実施に当たっては、国内法令どおり取り扱って差し支えない。	1 - 1 通商関係条約 (1) 我が国との間に締結されている通商航海関係を規律した二国間条約又は協定(新たな時代における経済上の連携に関する日本国とシンガポール協和国との間の協定(後記 3 - 1)、経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定(後記 3 - 2)、経済上の連携に関する日本国政府とマレーシア政府との間の協定(後記 3 - 3)、戦略的な経済上の連携に関する日本国とチリ共和国との間の協定(後記 3 - 4)、経済上の連携に関する日本国とタイ王国との間の協定(後記 3 - 5)、経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定(後記 3 - 6)及び<u>経済上の連携に関する日本国とブルネイ・ダルサラーム国との間の協定(後記 3 - 7)</u>を除く。以下本項において「条約」という。)で関税関係条項を含むものは、別紙 1 のとおりであるが、これらの条項に基づく関税率の適用については、次による。なお、関税率以外の関税関係条項の実施に当たっては、国内法令どおり取り扱って差し支えない。

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
3 - 1 新たな時代における経済上の連携に関する日本国とシンガポール共和国との間の協定(平成14年条約第16号)、新たな時代における経済上の連携に関する日本国とシンガポール協和国との間の協定を改正する議定書（平成19年条約第 9 号 (1) この協定の実施に当たり、同協定に基づくシンガポールの<u>原産品</u>に対する税率及び原産地認定基準並びに積送基準の具体的規定については、関税法第 3 条ただし書の規定により直接適用することとし、原産地確認のための証明書類の提出等の手続規定については、関税法施行令第61条第 1 項第 2 号に規定があるので、その実施に当たっては、これらの規定どおり取り扱う(なお、関税関係通達の該当規定を参照。) (2) <u>同協定</u>に基づく原産地証明書の提出を要する場合にあって、<u>当該</u>原産地証明書に、「Food preparations cooked with a basis of sugar (50% by weight or more), coconut milk and egg, and put up in containers for retail sale, by weight of 500g or less each including container, indicated with “P” in column 4 of Annex I B」及び「Each of the non-originating materials of chapter 17 which was used in the production of the good had been refined entirely in the importing Party.」の記載がある(ただし、 は第17類の非原産材料が製品の生産に使用された場合に限り記載される。)場合には、第2106.90号の製品のうち附属書 B の 4 欄に「P」を掲げた産品に分類されるものとして取り扱って差し支えない。	3 - 1 新たな時代における経済上の連携に関する日本国とシンガポール共和国との間の協定(平成14年条約第16号)、新たな時代における経済上の連携に関する日本国とシンガポール協和国との間の協定を改正する議定書（平成19年条約第 9 号 (1) この協定の実施に当たり、同協定に基づくシンガポール産品に対する税率(<u>シンガポール税率</u>)及び原産地認定基準並びに積送基準の具体的規定については、関税法第 3 条ただし書の規定により直接適用することとし、原産地確認のための証明書類の提出等の手続規定については、関税法施行令第61条第 1 項第 2 号に規定があるので、その実施に当たっては、これらの規定どおり取り扱う(なお、関税関係通達の該当規定を参照。) (2) シンガポール協定原産地証明書の提出を要する場合にあって、<u>シンガポール協定</u>原産地証明書に、「Food preparations cooked with a basis of sugar (50% by weight or more), coconut milk and egg, and put up in containers for retail sale, by weight of 500g or less each including container, indicated with “P” in column 4 of Annex I B」及び「Each of the non-originating materials of chapter 17 which was used in the production of the good had been refined entirely in the importing Party.」の記載がある(ただし、 は第17類の非原産材料が製品の生産に使用された場合に限り記載される。)場合には、第2106.90号の製品のうち附属書 B の 4 欄に「P」を掲げた産品に分類されるものとして取り扱って差し支えない。

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
3 - 2 経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定(平成17年条約第8号) この協定の実施に当たり、同協定に基づく原産品に対する税率及び同協定第4章において定める原産地規則並びに同協定第39条、第44条、第48条及び第49条の規定において定める<u>同協定に基づく</u>原産地証明書及び税関手続については、関税法第3条ただし書の規定により直接適用することとし、原産地確認のための証明書類の提出等の手続規定については、関税法施行令第61条第1項第2号に規定があるので、その実施に当たっては、これらの規定どおり取り扱う(なお、関税関係通達の該当規定を参照。) なお、同協定第165条に規定する合同委員会が協定発効の日に採択する同協定第10条に規定する統一規則の附属書2 - B(List of Specifically Described Goods)に記載された貨物である場合、メキシコ税率の適用を受けるためには、同協定第4章及び同協定附属書4に規定する要件を満たし、かつ、当該貨物に係る統一規則の附属書2 - Bに記載された記述(品名)がメキシコ協定原産地証明書の「6. Description of goods」の欄に記載されていないことと<u>なっている</u>。したがって、輸入申告に係るメキシコからの貨物が統一規則の附属書2 - Bに記載されているものである場合には、当該貨物に係る同附属書2 - Bに記載された記述(品名)が<u>同協定に基づく</u>原産地証明書の「6. Description of goods」の欄に記載されているか否かを確認する必要があるので、留意する。	3 - 2 経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定(平成17年条約第8号) この協定の実施に当たり、同協定に基づくメキシコ産品に対する税率(<u>メキシコ税率</u>)及び同協定第4章において定める原産地規則並びに同協定第39条、第44条、第48条及び第49条の規定において定める<u>メキシコ協定</u>原産地証明書及び税関手続については、関税法第3条ただし書の規定により直接適用することとし、原産地確認のための証明書類の提出等の手続規定については、関税法施行令第61条第1項第2号に規定があるので、その実施に当たっては、これらの規定どおり取り扱う(なお、関税関係通達の該当規定を参照。) なお、同協定第165条に規定する合同委員会が協定発効の日に採択する同協定第10条に規定する統一規則の附属書2 - B(List of Specifically Described Goods)に記載された貨物である場合、メキシコ税率の適用を受けるためには、同協定第4章及び同協定附属書4に規定する要件を満たし、かつ、当該貨物に係る統一規則の附属書2 - Bに記載された記述(品名)がメキシコ協定原産地証明書の「6. Description of goods」の欄に記載されていないことと<u>なっている</u>。したがって、輸入申告に係るメキシコからの貨物が統一規則の附属書2 - Bに記載されているものである場合には、当該貨物に係る同附属書2 - Bに記載された記述(品名)が<u>メキシコ協定</u>原産地証明書の「6. Description of goods」の欄に記載されているか否かを確認する必要があるので、留意する。

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
3 - 3 経済上の連携に関する日本国政府とマレーシア政府との間の協定(平成 18 年条約第 7 号) この協定の実施に当たり、同協定に基づくマレーシアの原産品に対する税率(マレーシア税率)、原産地認定基準、積送基準の具体的規定及び同協定 43 条、第 44 条及び第 45 条の規定において定める同協定に基づく原産地証明書及び税関手続については、関税法第 3 条ただし書により直接適用することとし、原産地確認のための証明書類等の手続規定については、関税法施行令第 61 条第 1 項第 2 号に規定があるので、その実施に当たっては、これらの規定どおりに取り扱う(なお、関税関係通達の該当規定を参照。)	3 - 3 経済上の連携に関する日本国政府とマレーシア政府との間の協定(平成 18 年条約第 7 号) この協定の実施に当たり、同協定に基づくマレーシア産品に対する税率(マレーシア税率)、原産地認定基準、積送基準の具体的規定及び同協定 43 条、第 44 条及び第 45 条の規定において定めるマレーシア協定原産地証明書及び税関手続については、関税法第 3 条ただし書により直接適用することとし、原産地確認のための証明書類等の手続規定については、関税法施行令第 61 条第 1 項第 2 号に規定があるので、その実施に当たっては、これらの規定どおりに取り扱う(なお、関税関係通達の該当規定を参照。)

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
3 - 4 戦略的な経済上の連携に関する日本国とチリ共和国との間の協定（平成 19 年条約第 8 号） この協定の実施に当たり、同協定に基づくチリ<u>の原産品</u>に対する税率、原産地認定基準、積送基準の具体的規定及び同協定第 47 条、第 48 条及び第 49 条の規定において定める<u>同協定に基づく</u>原産地証明書及び税関手続については、関税法第 3 条ただし書により直接適用することとし、原産地確認のための証明書類等の手続規定については、関税法施行令第 61 条第 1 項第 2 号に規定があるので、その実施に当たっては、これらの規定どおりに取り扱う（なお、関税関係通達の該当規定を参照。）。	3 - 4 戦略的な経済上の連携に関する日本国とチリ共和国との間の協定（平成 19 年条約第 8 号） この協定の実施に当たり、同協定に基づくチリ産品に対する税率(<u>チリ税率</u>)、原産地認定基準、積送基準の具体的規定及び同協定 47 条、第 48 条及び第 49 条の規定において定める<u>チリ協定</u>原産地証明書及び税関手続については、関税法第 3 条ただし書により直接適用することとし、原産地確認のための証明書類等の手続規定については、関税法施行令第 61 条第 1 項第 2 号に規定があるので、その実施に当たっては、これらの規定どおりに取り扱う（なお、関税関係通達の該当規定を参照。）。

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
3 - 5 経済上の連携に関する日本国とタイ王国との間の協定(平成19年条約第19号) この協定の実施に際し、次のことに留意する。 (1) 同協定に基づくタイの原産品に対する税率、原産地認定基準及び積送基準の具体的規定並びに同協定第43条から第45条までの規定において定める<u>同協定に基づく</u>原産地証明書の確認手続については、関税法第3条ただし書により直接適用することとし、原産地確認のための証明書類等の手続規定については、関税法施行令第61条第1項第2号に規定があるので、その実施に当たっては、これらの規定どおりに取り扱う(なお、関税関係通達の該当規定を参照。) (2) <u>同協定に基づく</u>原産地証明書の提出を要する場合にあって、次の表の第1欄に掲げるタイ協定第40条に定める<u>同協定に基づく</u>原産地証明書の欄に、同表の第2欄に掲げる記載がある場合には、同協定附属書1第2部第2節日本国の表中関税率表第2206.00号に掲げる品目のうち、バナナ、ごれんし、グーズベリー、ナンカ、サントル、ランサ、レイシ、リュウガン、マンゴー、マンゴスチン、ヤエヤマアオキ、パイナップル、ザクロ、ランブータン、サラカヤシ、サボジラ、シュガーアップル又はタマリンドから製造された発酵酒である旨がタイ政府又は政府代行機関により証明されているもの(以下この項において「熱帯果実ワイン」という。)又は、関税率表第2208.90号に掲げる品目のうち、糖みつ若しくは精製糖又はその双方及び米の混合物を発酵させたものを蒸留して得られるタイの蒸留酒(カラメルで着色したものに限る。)である旨がタイ政府又は政府代行機関により証明されているもの(以下この項において「タイの蒸留酒」という。)に分類されるものとして取り扱うこととし、<u>同協定に基づく</u>原産地証明書の提出を要しない場合には、必要に応じ、同協定に基づく運用上の手続規則の別紙(Appendix)3に掲げるタイ財務省国税局(the Excise Department of Ministry of Finance)が発給する証明書(C-5291)の提出を求め、熱帯果実ワイン又はタイの蒸留酒に分類されるか否かを決定するものとする。	3 - 5 経済上の連携に関する日本国とタイ王国との間の協定(平成19年条約第19号) この協定の実施に際し、次のことに留意する。 (1) 同協定に基づくタイ原産品に対する税率(<u>タイ税率</u>)、原産地認定基準及び積送基準の具体的規定並びに同協定第43条から第45条までの規定において定める<u>タイ</u>協定原産地証明書の確認手続については、関税法第3条ただし書により直接適用することとし、原産地確認のための証明書類等の手続規定については、関税法施行令第61条第1項第2号に規定があるので、その実施に当たっては、これらの規定どおりに取り扱う(なお、関税関係通達の該当規定を参照。) (2) <u>タイ</u>協定原産地証明書の提出を要する場合にあって、次の表の第1欄に掲げるタイ協定第40条に定める<u>タイ</u>協定原産地証明書の欄に、同表の第2欄に掲げる記載がある場合には、同協定附属書1第2部第2節日本国の表中関税率表第2206.00号に掲げる品目のうち、バナナ、ごれんし、グーズベリー、ナンカ、サントル、ランサ、レイシ、リュウガン、マンゴー、マンゴスチン、ヤエヤマアオキ、パイナップル、ザクロ、ランブータン、サラカヤシ、サボジラ、シュガーアップル又はタマリンドから製造された発酵酒である旨がタイ政府又は政府代行機関により証明されているもの(以下この項において「熱帯果実ワイン」という。)又は、関税率表第2208.90号に掲げる品目のうち、糖みつ若しくは精製糖又はその双方及び米の混合物を発酵させたものを蒸留して得られるタイの蒸留酒(カラメルで着色したものに限る。)である旨がタイ政府又は政府代行機関により証明されているもの(以下この項において「タイの蒸留酒」という。)に分類されるものとして取り扱うこととし、<u>タイ</u>協定原産地証明書の提出を要しない場合には、必要に応じ、同協定に基づく運用上の手続規則の別紙(Appendix)3に掲げるタイ財務省国税局(the Excise Department of Ministry of Finance)が発給する証明書(C-5291)の提出を求め、熱帯果実ワイン又はタイの蒸留酒に分類されるか否かを決定するものとする。

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前	
タイ協定原産地証明書の欄	記載内容	タイ協定原産地証明書の欄	記載内容
第 7 欄（ Number and type of packages;description of goods(including quantity where appropriate and HS code of the importing country)）	熱帯果実ワインにあっては「fermented beverages prepared from (タイ協定附属書 1 第 2 節日本国の表関税率表第 2206.00号に掲げる品目のうち熱帯果実ワインの 1 以上の原料果実名)」及びタイ財務省国税局が発給した製品証明書(Product Certificate)の番号 タイの蒸留酒にあっては「Thai local spirits obtained by fermented mixtures of rice and molasses and/or refined sugar, and coloured with caramel」及びタイ財務省国税局が発給した製品証明書 (Product Certificate)の番号	第 7 欄（ Number and type of packages;description of goods(including quantity where appropriate and HS code of the importing country)）	熱帯果実ワインにあっては「fermented beverages prepared from (タイ協定附属書 1 第 2 節日本国の表関税率表第 2206.00号に掲げる品目のうち熱帯果実ワインの 1 以上の原料果実名)」及びタイ財務省国税局が発給した製品証明書(Product Certificate)の番号 タイの蒸留酒にあっては「Thai local spirits obtained by fermented mixtures of rice and molasses and/or refined sugar, and coloured with caramel」及びタイ財務省国税局が発給した製品証明書 (Product Certificate)の番号
第12欄（ Certification ）	当該原産地証明書の発給当局(関税法基本通達68 - 5 - 14に定める機関をいう。)の署名及び印影(関税法基本通達68 - 5 - 14の規定に従って事務連絡されたものに限る。)	第12欄（ Certification ）	当該原産地証明書の発給当局(関税法基本通達68 - 5 - 14に定める機関をいう。)の署名及び印影(関税法基本通達68 - 5 - 14の規定に従って事務連絡されたものに限る。)

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
3 - 6 経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定(平成20年条約第2号) この協定の実施に際し、次のことに留意する。 同協定に基づくインドネシア<u>の</u>原産品に対する税率、原産地認定基準及び積送基準の具体的規定並びに同協定第43条から第45条までの規定において定める<u>同協定に基づく</u>原産地証明書の確認手続については、関税法第3条ただし書により直接適用することとし、原産地確認のための証明書類等の手続規定については、関税法施行令第61条第1項第2号に規定があるので、その実施に当たっては、これらの規定どおりに取り扱う(なお、関税関係通達の該当規定を参照。)	3 - 6 経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定(平成20年条約第2号) この協定の実施に際し、次のことに留意する。 同協定に基づくインドネシア原産品に対する税率(<u>インドネシア税率</u>)、原産地認定基準及び積送基準の具体的規定並びに同協定第43条から第45条までの規定において定める<u>インドネシア協定</u>原産地証明書の確認手続については、関税法第3条ただし書により直接適用することとし、原産地確認のための証明書類等の手続規定については、関税法施行令第61条第1項第2号に規定があるので、その実施に当たっては、これらの規定どおりに取り扱う(なお、関税関係通達の該当規定を参照。)

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
3 - 7 経済上の連携に関する日本国とブルネイ共和国との間の協定(平成20年条約第 6 号) この協定の実施に当たり、次のことに留意する。 同協定に基づくブルネイの原産品に対する税率、原産地認定基準及び積送基準の具体的規定並びに同協定第40条から第42条までの規定において定める同協定に基づく原産地証明書の確認手続については、関税法第 3 条ただし書により直接適用することとし、原産地確認のための証明書類等の手続規定については、関税法施行令第61条第 1 項第 2 号に規定があるので、その実施に当たっては、これらの規定どおりに取り扱う(なお、関税関係通達の該当規定を参照。)	3 - 7 経済上の連携に関する日本国とブルネイ共和国との間の協定(平成20年条約第 6 号) この協定の実施に当たり、次のことに留意する。 同協定に基づくブルネイ原産品に対する税率(ブルネイ税率)、原産地認定基準及び積送基準の具体的規定並びに同協定第40条から第42条までの規定において定めるブルネイ協定原産地証明書の確認手続については、関税法第 3 条ただし書により直接適用することとし、原産地確認のための証明書類等の手続規定については、関税法施行令第61条第 1 項第 2 号に規定があるので、その実施に当たっては、これらの規定どおりに取り扱う(なお、関税関係通達の該当規定を参照。)

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
3 - 8 <u>包括的な経済上の連携に関する日本国及び東南アジア諸国連合構成国の間の協定（平成20年条約第12号）</u> <u>この協定の実施に際し、次のことに留意する。</u> <u>同協定に基づく同協定締約国の原産品に対する税率、原産地認定基準及び積送基準の具体的規定並びに同協定附属書 4 第 6 規則から第 8 規則までの規定において定める同協定に基づく原産地証明書の確認手続については、関税法第 3 条ただし書により直接適用することとし、原産地確認のための証明書類等の手続規定については、関税法施行令第61条第 1 項第 2 号に規定があるので、その実施に当たっては、これらの規定どおりに取り扱う（なお、関税関係通達の該当規定を参照。）。</u>	<u>（新 規）</u>

改正後	改正前
3 - 9 経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定(平成20年条約第16号) <u>この協定の実施に際し、次のことに留意する。</u> <u>(1) 同協定に基づくフィリピンの原産品に対する税率、原産地認定基準及び積送基準の具体的規定並びに同協定第43条から第45条までの規定において定める同協定に基づく原産地証明書の確認手続については、関税法第3条ただし書により直接適用することとし、原産地確認のための証明書類等の手続規定については、関税法施行令第61条第1項第2号に規定があるので、その実施に当たっては、これらの規定どおりに取り扱う(なお、関税関係通達の該当規定を参照。)</u> <u>(2) 同協定に基づく原産地証明書の提出を要する場合にあって、次の表の第1欄に掲げる同協定第41条に定める原産地証明書の欄に、同表の第2欄に掲げる記載がある場合には、同協定附属書1第2部第2節日本国の表中関税率表第0803.00号に掲げる品目のうち、イナバニコ種、ラカタン種、ラトゥンダン種、モラド種、ピトゴ種、サバ種又はセニョリタ種である旨がフィリピン政府又は政府代行機関により証明されているもの(以下この項において「小バナナ」という。)</u>又は、<u>関税率表第2206.00号に掲げる品目のうち、アラティリス、バナナ、ビグナイ、カラマンシ、ココヤシの実、コーヒー、ダランダン、グアバ、ジャワプラム、サントル、マンゴー、マンゴスチン、マラン、パッションフルーツ、パイナップル、サワーサップ、ストロベリー、シュガーアップル又はタマリンドから製造された発酵酒である旨がフィリピン政府又は政府代行機関により証明されているもの(以下この項において「熱帯果実ワイン」という。)</u>に分類されるものとして取り扱うこととし、<u>同協定に基づく原産地証明書の提出を要しない場合には、必要に応じ、同協定に基づく運用上の手続規則の別紙(Appendix) 2 及び 3 に掲げるフィリピン農業省植物産業局(Bureau of Plant Industry, Department of Agriculture)が発給する証明書(C - 5291 - 1)の又はフィリピン科学技術省産業技術開発機構(Industrial Technology Development Institute, Department of Science and Technology)が発給する証明書(C - 5291 - 2)の真正な写しの提出を求め、小バナナ又は熱帯果実ワインに分類されるか否かを決定するものとする。</u>	(新 規)

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前								
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="163 284 593 320">フィリピン協定原産地証明書の欄</th><th data-bbox="593 284 1077 320">記載内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="163 320 593 517">第 4 欄 (Item Number (as necessary); Marks and numbers; number band kind of packages; description of good(s); HS code)</td><td data-bbox="593 320 1077 517">小バナナにあっては、バナナの品種 熱帯果実ワインにあっては、製造に使用した熱帯果実の名称</td></tr> <tr> <td data-bbox="163 517 593 772">第 8 欄 (Certificate number of the Phytosanitary Certificate or ITDI Certificate, if applicable)</td><td data-bbox="593 517 1077 772">フィリピン農業省植物産業局 (Bureau of Plant Industry, Department of Agriculture) が発給する証明書番号又は フィリピン科学技術省産業技術開発機構 (Industrial Technology Development Institute, Department of Science and Technology) が発給する証明書番号</td></tr> <tr> <td data-bbox="163 772 593 948">第12欄 (Certification)</td><td data-bbox="593 772 1077 948">当該原産地証明書の発給当局(関税法基本通達68 - 5 - 14に定める機関をいう。)の署名及び印影(関税法基本通達68 - 5 - 14の規定に従って事務連絡されたものに限る。)</td></tr> </tbody> </table>	フィリピン協定原産地証明書の欄	記載内容	第 4 欄 (Item Number (as necessary); Marks and numbers; number band kind of packages; description of good(s); HS code)	小バナナにあっては、バナナの品種 熱帯果実ワインにあっては、製造に使用した熱帯果実の名称	第 8 欄 (Certificate number of the Phytosanitary Certificate or ITDI Certificate, if applicable)	フィリピン農業省植物産業局 (Bureau of Plant Industry, Department of Agriculture) が発給する証明書番号又は フィリピン科学技術省産業技術開発機構 (Industrial Technology Development Institute, Department of Science and Technology) が発給する証明書番号	第12欄 (Certification)	当該原産地証明書の発給当局(関税法基本通達68 - 5 - 14に定める機関をいう。)の署名及び印影(関税法基本通達68 - 5 - 14の規定に従って事務連絡されたものに限る。)	
フィリピン協定原産地証明書の欄	記載内容								
第 4 欄 (Item Number (as necessary); Marks and numbers; number band kind of packages; description of good(s); HS code)	小バナナにあっては、バナナの品種 熱帯果実ワインにあっては、製造に使用した熱帯果実の名称								
第 8 欄 (Certificate number of the Phytosanitary Certificate or ITDI Certificate, if applicable)	フィリピン農業省植物産業局 (Bureau of Plant Industry, Department of Agriculture) が発給する証明書番号又は フィリピン科学技術省産業技術開発機構 (Industrial Technology Development Institute, Department of Science and Technology) が発給する証明書番号								
第12欄 (Certification)	当該原産地証明書の発給当局(関税法基本通達68 - 5 - 14に定める機関をいう。)の署名及び印影(関税法基本通達68 - 5 - 14の規定に従って事務連絡されたものに限る。)								